

# 暗号資産取引に20%の申告分離課税導入へ

## 2026年度税制改正大綱解説（2）暗号資産取引課税

金融調査部 研究員 平石 隆太

### [要約]

- 自由民主党・日本維新の会が決定した「令和8年度税制改正大綱」では、暗号資産取引に係る課税の見直しが示された。上場株式等と同等の税制とすることで、多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する狙いがある。
- 現状、暗号資産取引で生じた利益は雑所得に区分され、超過累進税率が適用される。改正案が実現すると、「特定暗号資産」の現物・投資信託・デリバティブの取引で生じた利益には、20%（復興特別所得税等を除く所得税15%、住民税5%）の申告分離課税が適用されることになる。施行時期は2028年が予想される。
- 申告分離課税が適用される上記の取引には、生じた損失について3年間の繰越控除や損益通算が認められる。ただ、繰越控除や損益通算できる範囲はそれぞれ異なるため注意が必要だ。「特定暗号資産」の現物取引による損益は、他の金融商品とは損益通算できず、あくまで「特定暗号資産」の現物取引に限って損益通算が可能となる見込みである。
- 資産課税上の懸念も一部解消すると考えられる。取得時より著しく値上がりした暗号資産を相続して売却すると、相続税率と所得税・住民税率を合計して100%を超えるケースが生じ得る点が指摘されていた。この問題は、所得税が申告分離課税となると生じなくなる。暗号資産に係る相続評価についても、金融商品取引法等の改正を機に改められる可能性もあり、今後の通達改正の動向を注視する必要がある。

### 1. はじめに

自由民主党・日本維新の会が決定した「令和8年度税制改正大綱<sup>1</sup>」（以下、大綱）では、暗号資産取引に係る課税の見直しが示された。暗号資産取引が拡大する中で、上場株式等と同等の税制とすることで、多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する狙いがある。

なお、暗号資産取引課税の改正は、金融商品取引法の改正が前提となる。具体的には、暗号

<sup>1</sup> 自由民主党・日本維新の会「[令和8年度税制改正大綱](#)」（2025年12月19日）

資産に係る根拠法を資金決済法から金融商品取引法に見直すことが想定される。暗号資産の法規制については、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」で議論され、報告書<sup>2</sup>が公表された。2026年中に金融商品取引法の改正法案が国会に提出される見込みである。

## 2. 現行の暗号資産取引課税

暗号資産取引課税については、国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）<sup>3</sup>」（以下、FAQ）で解説されている。FAQでは、暗号資産取引により生じた利益は、所得税の課税対象になり、原則として雑所得に区分されると示されている<sup>4</sup>。雑所得に区分される考え方については国会審議の中で、暗号資産が法的には資金決済手段として位置付けられていることから、暗号資産取引から生じた利益は為替差益に類する性質を持つ<sup>5</sup>旨が示されている。

総合課税の対象となるため、超過累進税率となり、所得に応じて5%～45%<sup>6</sup>の税率が適用される（住民税10%を含めれば15%～55%）。加えて、有価証券等との損益通算や繰越控除が認められない（暗号資産取引同士の損益の通算、雑所得内での損益の通算は可能）。

## 3. 大綱で示された改正案

### 申告分離課税化

大綱では、所得税15%・住民税5%を合計した20%の申告分離課税を暗号資産取引に係る利益に導入することが示された。改正が実現すると、上場株式等と同様の課税となる。ただし、申告分離課税が適用されるのは、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して、金融商品取引業者登録簿に登録されている「特定暗号資産」の譲渡等を行った場合に限定される。現時点では、「暗号資産取引業」や「特定暗号資産」の詳細は明らかではなく、金融商品取引法の改正法で明確になると予想される。

申告分離課税化は、金融商品取引法の改正法が施行された翌年から実施される。金融商品取引法改正法の施行が2027年中であれば、申告分離課税化は2028年に実現することになる。

<sup>2</sup> 金融庁「[金融審議会 暗号資産制度に関するワーキング・グループ 報告](#)」（2025年12月10日）。内容については、森駿介「[大和のクリプトナビ No.6 暗号資産制度WG報告と今後の注目点](#)」（大和総研レポート、2026年1月26日）を参照。

<sup>3</sup> 国税庁「[暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）](#)」（2025年12月最終改訂）。

<sup>4</sup> 暗号資産取引が事業所得等の基となる行為に付随したものである場合には、利益が事業所得に区分される旨も示されている。例として、「事業用資産として暗号資産を保有し、棚卸資産等の購入の際の決済手段として暗号資産を使用した場合」が挙げられている（FAQ p. 16）。

<sup>5</sup> 「第196回国会参議院財政金融委員会会議録第5号」（2018年3月22日）p. 30。

<sup>6</sup> なお、所得税額の2.1%にあたる復興特別所得税が適用される。また、2027年分所得税からは、復興特別所得税が1.1%、防衛特別所得税（大綱での仮称）が1.0%で合わせて2.1%となるとされている。以下、本文中では復興特別所得税等を除く税率で表記する。

## 申告分離課税の対象となる取引の態様と損益通算の範囲

申告分離課税の対象となる取引は、特定暗号資産の現物、特定暗号資産を投資対象とする ETF、特定暗号資産を原資産としたデリバティブの3つである。現行法では、暗号資産を投資対象とする ETF の組成が認められていないが、投資信託法<sup>7</sup>施行令の改正によって組成を認めるとしている<sup>8</sup>。

**図表1：暗号資産取引申告分離課税化の概要**

上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20%	譲渡所得	申告分離課税 20%	雑所得	申告分離課税 20%
<b>一定の暗号資産(※1)</b>		<b>一定の暗号資産(※1)を投資対象とする ETF</b>		<b>一定の暗号資産(※1)を原資産としたデリバティブ</b>	
雑所得 ⇒譲渡所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%	現在は組成不可(政令改正必要) ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20%		雑所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%

(注1) ※1は「暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産」を指す。

(注2) 図表中の税率は、復興特別所得税を除く所得税と住民税を合計したもの。

(出所) 金融庁「令和8(2026)年度税制改正について」(2025年12月26日) p.4より大和総研抜粋

申告分離課税が適用されることで、繰越控除や損益通算の範囲も定められる。大綱の記載では、特定暗号資産の暗号資産取引業を行う者への譲渡によって生じた損失については3年間の繰越控除が認められる。損益通算・繰越控除はすべての金融商品との間で実施できるわけではなく、特定のグループ内でのみ実施できる。現行制度でのグループ分けは以下の通りである<sup>9</sup>。

**図表2：現行の金融所得課税の概要**

グループ	A	B	C	D
	上場株式等グループ	一般株式等グループ	先物グループ	その他グループ
主な商品	上場株式 公募株式投資信託 ETF・ETN 上場REIT 特定公社債 公募公社債投資信託	非上場株式 私募株式投資信託 私募REIT 一般公社債 私募公社債投資信託	有価証券市場デリバティブ 有価証券店頭デリバティブ 市場FX 店頭FX 市場CX(商品先物) 店頭CX(商品先物)	暗号資産 暗号資産デリバティブ 外国市場デリバティブ 外国通貨(為替差損益)
税制概要	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則雑所得として総合課税
損益通算	Aグループ内のみ可能	Bグループ内のみ可能	Cグループ内のみ可能	Dグループおよび 総合課税の雑所得内のみ 可能
繰越控除	損失を3年繰り越し、 Aグループ内所得から 控除可能	不可	損失を3年間繰り越し、 Cグループ内所得から 控除可能	不可
特定口座	利用可能	不可	不可	不可

(注) 税率には復興特別所得税を含む。

(出所) 法令等より大和総研作成

<sup>7</sup> 正式には、「投資信託及び投資法人に関する法律」。

<sup>8</sup> 暗号資産 ETF に関する米国の動向や、日本における論点については、鈴木利光「[ビットコイン現物 ETF、日本で組成可能か?](#)」(大和総研レポート、2024年2月13日) を参照。

<sup>9</sup> なお、有価証券市場デリバティブについては、上場株式等との損益通算につき議論されている。大綱においても検討事項として、「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。」と記載されている。詳細は、是枝俊悟「[デリバティブと現物の損益通算が実現すると個人の証券税制はどう変わるか](#)」(大和総研レポート、2021年9月16日) を参照。

大綱では、特定暗号資産に係るデリバティブ取引について先物取引グループに適用すること、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託や ETF を一般株式等グループまたは上場株式等グループのいずれかに含めることができるが示唆されている。特定暗号資産の現物取引については、特定暗号資産の現物取引における譲渡所得の範囲内での損益通算および生じた損失の 3 年間の繰越控除が認められることになる。ETF は上場株式等グループとなるとすると、改正の施行後は図表 3 のようなグループ分けになると想定される。

**図表 3：暗号資産の改正案を踏まえ想定される金融所得課税の概要**

グループ	A	B	C	D	E（新設）
	上場株式等グループ	一般株式等グループ	先物グループ	その他グループ	特定暗号資産現物グループ
主な商品	上場株式 公募株式投資信託 <b>ETF（暗号資産 ETF）</b> ETN 上場REIT 特定公社債 公募公社債投資信託	非上場株式 私募株式投資信託 私募REIT 一般公社債 私募公社債投資信託	有価証券市場デリバティブ 有価証券店頭デリバティブ 市場FX 店頭FX 市場CX（商品先物） 店頭CX（商品先物） <b>暗号資産デリバティブ</b>	<b>暗号資産</b> <b>暗号資産デリバティブ</b> 外国市場デリバティブ 外国通貨（為替差損益）	<b>特定暗号資産の現物</b>
税制概要	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則雑所得として総合課税	<b>原則20.315%</b> <b>申告分離課税</b>
損益通算	Aグループのみ可能	Bグループのみ可能	Cグループのみ可能	Dグループおよび総合課税の 雑所得内ののみ可能	<b>Eグループ内のみ可能</b>
繰越控除	損失を3年繰り越し、 Aグループ内所得から 控除可能	不可	損失を3年間繰り越し、 Cグループ内所得から 控除可能	不可	<b>損失を3年間繰り越し、 Eグループ内所得から 控除可能</b>
特定口座	利用可能	不可	不可	不可	<b>不可</b>

(注 1) 税率には復興特別所得税等を含む。

(注 2) 赤字・赤枠部分が現行制度からの変更点。

(注 3) A・C グループに記載の暗号資産は、特定暗号資産を指す。

(注 4) 特定暗号資産以外の暗号資産現物の扱いは、大綱の記述からは明らかでない。

(出所) 大綱、法令等より大和総研作成

すなわち、特定暗号資産に係る現物、ETF、デリバティブはそれぞれ違うグループに属することになり、相互に損益通算を実施できないことが想定される。また、特定暗号資産の現物取引による損益は、その他の金融商品と損益通算することができず、あくまで特定暗号資産現物取引に限って損益通算できるようになる。無論、特定口座の利用もできない。

ただし、暗号資産に投資する ETF は特定口座で取引できるようになると想定され、個人投資家にとっては利便性が高まり、投資対象の選択肢が増えることになる。

#### 4. 資産課税上の論点

最後に、暗号資産に係る課税関係につき、大綱では明示されていない資産課税上の論点を取り上げる。なお、大綱では「その他所要の措置を講ずる」と記載されているため、今後の法制化の段階で以下の事項について何らかの改正が加えられる可能性には留意する必要がある。

##### 税負担率が 100%を超えるケースへの対応

暗号資産に係る資産課税上の論点としては、合計の税負担率が 100%を超えるケース

が生じ得ることが注目されている。これは、相続税の最高税率が 55%、所得税の最高税率 45% と住民税 10% を合計して 55% あることに起因する。

日本の相続税では、相続により取得した財産の取得費は被相続人のものを引き継ぐ。このため、被相続人の取得時から著しく値上がりした財産が相続され、相続人が譲渡した場合、相続財産の時価の大部分に対して、相続税と所得税が二重に課税されることとなる。このようなケースは土地、建物、株式等の相続でも生じ得るが、これらの資産の場合は、申告分離課税の適用があることに加えて、後述の「取得費加算」による二重課税の調整措置もあり、負担は一定程度抑えられている。しかし、現行法では暗号資産にはいずれの手当もなされていない。

そのため、相続財産として暗号資産を相続し、その後、（納税資金確保等の目的で）相続人が相続した暗号資産を売却すると、相続税と所得税・住民税を合計した税負担率が 100% を超えるケースが発生し得る。相続税の税率が 45% を超えるのは各法定相続人の取得金額が 2 億円超の場合であるが、近年、暗号資産の価格が著しく上昇しているため、相続時の時価と比べて極めて安い水準で取得していた場合には、購入数量がわずかであっても利益が大きくなり、相続税率が高くなる可能性がある。

特定暗号資産の取引に申告分離課税が導入されれば、相続税が最高税率の 55% であったとしても所得税・住民税との合計の税負担率が 100% を超えることはなくなる。

## 取得費加算

日本暗号資産等取引業協会と日本暗号資産ビジネス協会が共同で取りまとめた「2026 年度税制改正に関する要望書<sup>10</sup>」では、資産課税に関して、暗号資産の譲渡によって生じた所得を取得費加算の特例の対象に加えることが挙げられている。取得費加算の特例とは、相続または遺贈により取得した財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 3 年以内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算できる制度である。つまり、相続財産を譲渡した場合に、取得費に一定の相続税額を加えることで譲渡所得を縮小できる。よって、所得税額が小さくなり、相続税と所得税の二重課税の負担が一定程度軽減されることになる。

取得費加算は、土地、建物、株式が主に想定されているが、適用は譲渡所得の場合に限られる。従って、現行制度では雑所得となる暗号資産取引の場合には適用できない。申告分離課税適用後は、特定暗号資産に係る現物取引の利益が譲渡所得になると見込まれるため、この問題は解消されると考えられる。なお、特定暗号資産に係るデリバティブ取引は引き続き雑所得となるため、（現行の有価証券や商品のデリバティブ取引と同様に）取得費加算が適用されない。

---

<sup>10</sup> 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会・一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会「[2026 年度税制改正に関する要望書](#)」（2025 年 7 月 30 日）

## 相続評価

現状、相続や贈与により取得した暗号資産のうち、活発な市場が存在する<sup>11</sup>暗号資産は、「相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価」(FAQ p. 61) することとされている。一方、上場株式については、以下の①～④のうち最も低い価額で評価する（財産評価基本通達 169）。

- ① 課税時期の最終価格
- ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額
- ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額
- ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額

「2026 年度税制改正に関する要望書<sup>12</sup>」では、上場株式では時価だけではなく前 3 か月それぞれの平均と比較して最も低い価額とできる一方、暗号資産は時価のみが認められているのは不利な取扱いであるとして、暗号資産も上場株式と同様の取扱いとすることを挙げていた。

金融商品取引法の改正などで暗号資産につき価格の透明性等が高まれば、上場株式と同様に、前 3 か月それぞれの平均と比較して最も低い価額を用いて評価する余地もあるものと考えられる。相続評価は通達で規定されており、今後の通達の改正動向を注視する必要がある。

【以上】

---

<sup>11</sup> 「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所または暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合を指す。

<sup>12</sup> 前掲脚注 10。